

令和2年6月4日

各加盟団体代表者様

公益財団法人群馬県スポーツ協会
理事長 松本博崇

スポーツ活動の再開について（依頼）

平素より、本協会の諸事業につきまして格別のご理解・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴い活動の自粛を要請しているところですが、今後の活動につきましては、群馬県から示されている別紙「社会経済活動再開に向けたガイドライン」に沿って十分な感染防止対策を徹底していただき、活動を再開していただきますようお願いいたします。

なお、少年（高校生以下）の活動は学校における部活動と同様に扱うこととし、「社会経済活動再開に向けたガイドライン」における警戒度「1」に引き下げられた段階で再開することとしてください。（宿泊を伴う強化練習は、当面の間実施しないで下さい。）

また、再開にあたっては、「利用する施設」や競技特性に応じた「中央競技団体のガイドライン」等の感染防止対策も踏まえて行ってください。

さらに、新型コロナウイルス感染症については、第2波、第3波到来の可能性も十分にあるとされており、再び自粛要請が発出された場合等は、速やかに活動を止めていただくなど警戒度に応じた対応をするとともに、常に新しい情報を得るようお願いいたします。

— 参考 —

- ・「社会経済活動再開に向けたガイドライン」に基づく要請の周知について（写）
- ・「社会経済活動再開に向けたガイドライン」
<https://www.pref.gunma.jp/>
- ・「公益財団法人日本スポーツ協会 スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」
<https://www.japan-sports.or.jp/news/tabid92.html?itemid=4173>

競技スポーツ課 小林
電話：027-234-5555

ス振第136-13号
令和2年6月1日

(公財)群馬県スポーツ協会
理事長 松本 博崇 様

群馬県地域創生部スポーツ局
スポーツ振興課長 高原 啓成



群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン」に基づく
要請（5月30日以降）の周知について（依頼）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の取り組みについて、御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、群馬県においては、社会経済活動の再開と感染防止策のバランスを取りつつ、一定の条件のもとで外出自粛や休業要請を段階的に緩和していくため、「社会経済活動再開に向けたガイドライン」を策定したところです。

この度、「社会経済活動再開に向けたガイドライン」に基づき、5月30日から警戒度を「2」に移行することとし、警戒度「2」における要請内容について、別添のとおりまとめさせていただきます。

つきましては、貴協会におかれても、主旨を御理解いただき、県の方針を踏まえて御対応いただくようお願いいたします。

また、各加盟団体等に対しても、同様の対応について周知をお願いいたします。

今後も、国や県の対応方針等、随時、情報提供を行いますので、御協力いただきますようお願いいたします。

(参考)

- ・群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン」に基づく要請について
（5月30日（土）以降）
- ・「社会経済活動再開に向けたガイドライン」

担 当：スポーツ振興課 企画調整係 岡崎
T E L：027-226-2079
F A X：027-243-3211
e-mail：okazaki-ma@pref.gunma.lg.jp

「社会経済活動再開に向けたガイドライン」

1 趣旨及び目的

5月14日（木）、緊急事態宣言が解除されたことに伴い、群馬県の緊急事態措置を終了しましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、県民・事業者の皆様には引き続き、外出自粛及び休業をお願いしているところです。今後、外出自粛、休業要請を段階的に緩和していくため、「社会経済活動再開に向けたガイドライン」を策定しました。

2 ガイドライン策定の背景

現在、新規感染者数は落ち着きを見せているものの、新型コロナウイルスの根絶は難しく、長期戦になることが想定されます。そこで、県としてガイドラインを作成し、社会経済活動の再開と感染防止策のバランスを取りつつ、一定の条件のもとで外出自粛や休業要請を段階的に解除していく方針です。

3 ガイドラインのポイント

○判断基準とは・・・

・感染状況、医療提供体制を判断する「客観的な数値」と数値によらない「総合的な状況」の2つの要素から現状を評価します。

○警戒度とは・・・

・県内外の感染拡大の状態を4段階で設定したものです。

○行動基準とは・・・

・県民、事業者の皆様をお願いする行動です。警戒度に応じて決まります

◎行動基準の段階的な緩和の流れ

判断基準によって現状を2週間の単位で評価し、基準を満たしている場合には、警戒度を1つずつ下げていきます。そして警戒度に応じた行動基準によって、県民や事業者のみなさまに外出自粛や休業要請をお願いします。

※感染状況の悪化等の理由で警戒度を上げる場合には迅速に判断します。

4 感染拡大防止と新しい生活様式の実践

再開後の感染再拡大に備えるため、社会経済活動再開の条件として、事業者の皆様にご各団体や業界ごとのガイドラインを策定し、感染防止対策を徹底していただきます。また、県民を挙げての「新しい生活様式」の実践をお願いすることとなります。

県としても、PCR検査数の拡充により、県内の感染状況を早期に把握するとともに、医療提供体制の整備を図り、感染の第二波、第三波に備えていきます。

5 施行日

令和2年5月15日（金）

※県内の感染者の状況、近隣都県の状況等により、内容を修正することがあります。

<ガイドラインのポイント>

2週間ごとに検討

ただし警戒度を上げる場合は**迅速**に判断



現状を評価する「判断基準」と、警戒度に応じた「行動基準」の大きく2つの要素からなります。

判断基準は、「客観的な数値」と「総合的な状況」の2つを設定しており、判断基準には数値によらない「総合的な状況」を加えることで、包括的な基準としています。

行動基準は、警戒度に応じた4段階で設定しました。

判断基準に基づき、2週間ごとに状況进行评估し、判断基準を満たしている場合には、警戒度を1つずつ下げるという仕組みとしています。

警戒度を下げる際には、1段階ずつ下げることとなりますが、大規模なクラスターの発生などの急激に感染状況が悪化した場合は、2週間の評価期間を待つことなく弾力的に評価を行い、警戒度を即時に引き上げるという対応を取る可能性もあります。

＜警戒度移行の判断基準 ①客観的な数値＞

項目		内容	現在値 (月 日)	過去最高値
1 感染状況	(1)新規感染者数	平均 5 人/日 以下 かつ 減少傾向	人	7.5 人
	(2)経路不明の感染者数の割合	経路不明が 1 / 3 以下 or 1 人未満/日	%	40.0 %
	(3)PCR検査の陽性率	平均 5 %以下	%	13.4 %
2 医療提供体制	(1)重症・重篤例への診療体制	①ECMO使用(超重症者) 4 台以下	7台中 台	2
		②人工呼吸器使用(重症者) 10 台以下	23台中 台	-
	(2)病床の稼働率	感染者用病床の稼働率 50 %以下	%	74.8 %

※各判断基準は、現状の医療提供体制を逼迫させないことを基にしているため、今後の体制整備の進展に合わせて、基準も変動していく。

警戒度移行の判断基準は、「客観的な数値」と、「総合的な状況」の2つを設定しています。

①客観的な数値は、これまでの状況を分析した結果や、医療提供体制を逼迫させないという観点から、5項目（新規感染者数、経路不明の感染者数の割合、PCR検査の陽性率、重症・重篤例への診療体制、病床の稼働率）を設定しました。

この5項目により、県内の感染状況や医療提供体制の状況を判断します。

医療提供体制は、体制整備の進展に応じ、項目の中身や基準の内容を随時見直していきます。

＜警戒度移行の判断基準 ②総合的な状況＞

項目		内容
1 感染状況	介護施設等の状況	介護施設等の発熱状況がモニターされていること。
	近隣都県の感染状況	東京都との往来が再開しても感染拡大の恐れがないこと。 (東京都の実効再生産数が1未満程度であること)
	群馬県の感染状況	群馬県の実効再生産数が1未満程度であること。
	入院状況	5月9日現在の平均入院期間21.7日に比べて著しく長くなっていないこと。
2 医療提供体制	PCR検査件数	1日100件以上の検査が、常時可能となる体制が整備されている、もしくは見込みがあること。
	院内感染制御	病院が、相当数のPPEの備蓄があること(60日分程度)
	一般医療への影響	治療の先伸ばしによる悪影響をモニターし、問題がないこと。
	疑似症患者への医療等	疑似症患者の入院状況
	軽症者等の宿泊療養施設の確保等	感染者数に対して、十分な室数が確保できていること。

警戒度移行の判断基準について、現実の動きは数値だけで計れるものではないため、数値によらない総合的な状況をもう一つの判断要素として取り入れています。

県の感染の特徴として、陽性者の約半分が介護施設の関係者であり、亡くなられた方のほとんどが入居されていた高齢者ということです。介護施設は、特に注意を払う必要があります。

特に重要な点は、交通の要衝である本県の地勢的な事情に鑑み、東京都や近隣県の状況にも注目しつつ、県内の状況を判断していきます。

＜4段階の警戒度と行動基準＞

警戒度		個人			事業者		【参考】 学校
区分	状態	外出	県外移動	イベント	休業等	勤務形態	
4	県内、都内ともに感染リスクが大きい	×	×	×	・遊技・遊興施設、文教施設等の休業要請 ・飲食店の時短営業 ・高齢者施設、病院等での面会は禁止	テレワークの推奨 (7割目標)	×
3	県内では感染リスクが抑制されているが、都内では依然として感染リスクが高い	△	×	△	一部解除 ・高齢者施設、病院等での面会は禁止	テレワークの推奨 (5割目標)	×
2	県内、都内ともに感染リスクが抑制されている	△	○	△	全面解除 ・高齢者施設、病院等での面会は禁止	テレワークの推奨 (3割目標)	△
1	県内、都内ともに感染リスクが低い	○	○	○	全面解除	テレワークの推奨	△→○ 分散(週5) →通常登校

※1 全段階で「新しい生活様式」を実践、多様な感染防止対策を徹底
 ※2 レベル1、2で「○」としている行動であっても、国の基本的対処方針に基づき、別途要請等を行う場合あり

個人の行動基準は、「外出」・「県外移動」・「イベント」、事業者の行動基準は、「休業等」・「勤務形態」を例示しています。

自粛は「×」、条件付で認めるものは「△」、活動を認めるものは「○」で表記しています。政府の基本的対処方針の内容によって、現在「○」としている行動であっても、皆様に別途要請を行う可能性があります。

警戒度4は、県民・事業者の皆様に、不要不急の外出自粛や営業休止を要請しています。

警戒度3は、外出自粛要請が解除となりますが、不要不急の移動は最小限としてください。事業者においては、過去にクラスターが発生するなど、リスクが高い場所を除いて、休業要請や時短営業要請が解除となります。

警戒度2は、不要不急の外出や都道府県をまたいだ移動が再開可能となります。感染拡大防止対策の徹底と「新しい生活様式」の実践が前提となりますが、感染のリスクが高いとされている場所についても、営業再開が可能となります。

警戒度1は、高齢者や基礎疾患のある人も、社会交流が可能となります。

外出や営業を認めるのは、感染防止対策を徹底し、「新しい生活様式」を実践している場合に限りです。事業者の皆様は、感染防止対策の徹底をお願いします。

<行動基準一覧表>

警戒度	状態	県民	事業者	[参考]学校
4	県内、都内ともに感染リスクが大きい	<ul style="list-style-type: none"> 外出自粛(7割～8割の外出削減) ※通院、食料買い出しを除く 都道府県をまたいだ移動の自粛 	<ul style="list-style-type: none"> 休業要請／企業名公表 テレワークを推奨(目標7割) ※時差出勤、自転車・自動車通勤 高齢者施設や病院での面会禁止 	<ul style="list-style-type: none"> 登校なし 部活自粛
3	県内では感染リスクが抑制されているが、都内では依然として感染リスクが大きい	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県をまたいだ移動の自粛 ※仕事、帰省、旅行など理由を問わず リスクが高い場所へは外出自粛 高齢者や基礎疾患患者は外出自粛 外出時は「新しい生活様式」を厳守 徹底的な防止策を講じた上で、10人以下のイベント開催や、施設利用も可能 不要不急の移動は最小限に 	<ul style="list-style-type: none"> 休業要請の段階的解除 テレワークの推奨(目標5割) ※時差出勤、自転車・自動車通勤 高齢者施設や病院での面会禁止 不要不急の移動は最小限に 	<ul style="list-style-type: none"> 登校なし 部活自粛
2	県内、都内ともに感染リスクが抑制されている	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県をまたいだ移動の再開 リスクが高い場所へは、外出自粛 高齢者や基礎疾患のある人は外出自粛 外出時は「新しい生活様式」を厳守 50人以下のイベント開催が可能 	<ul style="list-style-type: none"> 休業要請の全面解除 テレワークを推奨(3割) ※時差出勤、自転車・自動車通勤 高齢者施設・病院での面会禁止 	<ul style="list-style-type: none"> 分散登校(週2～3日) 部活自粛
1	県内、都内ともに感染リスクが極めて低い	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者や基礎疾患のある人も社会との交流を再開 ※物理的距離をしっかりと確保し、距離の確保が難しい機会は極力減らすこと 外出時は「新しい生活様式」を厳守 全ての人が、混雑した場所には出来るだけ行かないようにすること 	<ul style="list-style-type: none"> テレワークを推奨 ※時差出勤、自転車・自動車通勤 高齢者施設や病院での面会再開 ※「新しい生活様式」を厳格に保つこと 特段の規制なく、就業が可能 	<ul style="list-style-type: none"> 分散登校(週5日) ↓ 通常登校 部活3密を防ぐ工夫をして実施

※全段階で「新しい生活様式」を実践、多様な感染防止対策を徹底
 ※国の基本的対処方針に基づき、別途要請等を行う場合あり

<休業要請の段階的な解除>

○「感染防止対策の徹底」、「新しい生活様式の実践」が条件

警戒度3

- これまでにクラスターが基本的に発生していない施設等で営業再開
- 居酒屋、飲食店での時間短縮営業を解除
- 10人以下のイベント

警戒度2

- 全施設で営業再開
(スポーツクラブ等の屋内運動施設、
バー、キャバレー、ナイトクラブ等の接待を伴う飲食店、
カラオケ・ライブハウス等も可能)
- 50人以下のイベント

事業者の休業要請の段階的解除は、上記のとおりです。

社会経済活動の再開は、感染防止対策の徹底と「新しい生活様式」の実践が条件となっています。

警戒度3は、過去にクラスターが発生するなど、リスクが高い場所（接待を伴う夜間の飲食店、屋内運動施設（スポーツクラブ等）、ライブハウス、カラオケ等）を除いて、休業要請や時短営業要請が解除となります。居酒屋、飲食店等の時短営業要請も解除します。

警戒度2は、これまで営業休止を要請している全施設で営業再開が可能となります。

各業界、事業者の皆様は、感染防止対策ガイドラインを作成し、徹底することで、感染拡大を起こさないような対策を行ってください。

適切な感染防止対策

発熱者等の施設への入場防止	・ 従業員の検温・体調確認を行い、 37.5度以上や体調不良の従業員の出勤を停止
	・ 来訪者の検温・体調確認を行い、 37.5度以上や体調不良の来訪者の入場を制限
3つの「密」 (密閉・密集・密接)の防止	・ 店舗利用者の入場制限、滞在時間の制限を設ける
	・ 十分な座席間隔（四方を開けた席配置等）を確保する
	・ 入退出時、集合場所等での十分な間隔の確保 (約2m間隔の確保)
	・ 換気を行う (可能であれば2つの方向の窓を同時に開ける)
	・ 密集する会議の中止 (対面による会議を避け、電話会議やビデオ会議を利用)
飛沫感染、接触感染の防止	・ 従業員のマスク着用、手指の消毒、咳エチケット、 手洗いの励行
	・ 来訪者の入店時等における手指の消毒、咳エチケット、 手洗いの励行
	・ 対面機会の削減（または、ビニールカーテン等の設置）
	・ 大声での会話が発生しない環境作り (利用者への呼びかけ、音響を最小限に設定 等)
	・ 店舗・事務所内の定期的な消毒、キャッシュレスの利用
移動時の感染防止	・ ラッシュ対策 (時差出勤、自家用車・自転車・徒歩出勤の推進)
	・ 従業員数の出勤数の制限 (テレワーク等による在宅勤務の実施等)
	・ 出張の中止（電話会議やビデオ会議などを活用）、 来訪者数の制限

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
- 遊びにいくなら屋内より屋外を選ぶ。
- 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用
- 家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに手洗い・手指消毒 咳エチケットの徹底 こまめに換気
- 身体的距離の確保 「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- 毎朝で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

冠婚葬祭などの親族行事

- 多人数での会食は避けて
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務 時差通勤でゆったりと オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン 名刺交換はオンライン 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成予定

① 特措法による協力要請を行う施設例

種類	施設	休止要請	解除する 警戒度	備考
遊興施設等	キャバレー	対象	2	【要請の内容】 施設の使用停止及び催物の開催の 停止を要請(=休業要請)
	ナイトクラブ	対象	2	
	ダンスホール	対象	2	
	スナック	対象	2	
	バー	対象	2	
	ダーツバー	対象	2	
	パブ	対象	2	
	性風俗店	対象	2	
	デリヘル	対象	2	
	アダルトショップ	対象	2	
	ストリップ劇場	対象	2	
	個室ビデオ店	対象	2	
	ネットカフェ	対象	2	
	漫画喫茶	対象	2	
	カラオケボックス	対象	2	
	射的場	対象	2	
ライブハウス	対象	2		
場外馬(車・舟)券場	対象	2		
大学・学習塾等	大学	対象	2	【要請の内容】 【床面積の合計が1,000平方メートル 超の施設】 施設の使用停止及び催物の開催の 停止を要請(=休業要請)
	専門学校	対象	2	
	専修学校・各種学校	対象	2	
	日本語学校・外国語学校	対象	2	
	インターナショナルスクール	対象	2	
	自動車教習所	対象	3	
	学習塾	対象	3	
	オンライン授業	対象外	-	
	家庭教師	対象外	-	
	英会話教室	対象	3	
	音楽教室	対象	3	
	囲碁・将棋教室	対象	3	
	生け花・茶道・書道・絵画教室	対象	3	
	そろばん教室	対象	3	
	バレエ教室	対象	3	
体操教室	対象	3		

① 特措法による協力要請を行う施設例

種類	施設	休止要請	解除する 警戒度	備考
文教施設	幼稚園	対象	2※	【要請の内容】 原則として施設の使用停止及び催物の開催停止を要請 ※県立学校は6月1日から段階的に再開予定。市町村立学校は、県立学校と同一歩調をとるよう求める。
	小学校	対象	2※	
	中学校	対象	2※	
	義務教育学校	対象	2※	
	高等学校	対象	2※	
	高等専修学校	対象	2	
	高等専門学校	対象	2	
	中等教育学校	対象	2※	
	特別支援学校	対象	2※	
運動・遊技施設	体育館	対象	2	【要請の内容】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請(=休業要請) ※屋内施設は、使用停止の要請の対象とする。 ☆屋外運動施設の観客席部分については、使用停止の要請の対象とする。
	屋内・屋外水泳場	対象	2	
	ボウリング場	対象	2	
	スケート場	対象	2	
	ゴルフ練習場(※)	対象外	3	
	バッティング練習場(※)	対象外	3	
	陸上競技場(☆)	対象外	3	
	野球場(☆)	対象外	3	
	テニスコート(☆)	対象外	3	
	柔剣道場	対象	2	
	弓道場	対象外	—	
	スポーツクラブ	対象	2	
	ホットヨガ、ヨガスタジオ	対象	2	
	マージャン店	対象	2	
	パチンコ屋	対象	2	
	ゲームセンター	対象	2	
	テーマパーク	対象	2	
遊園地	対象	2		
劇場等	劇場	対象	3	【要請の内容】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請(=休業要請)
	観覧場	対象	3	
	プラネタリウム	対象	3	
	映画館	対象	3	
	演芸場	対象	3	
集会・展示施設	集会場	対象	3	【要請の内容】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請(=休業要請(床面積の合計にかかわらず、施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請))
	公会堂	対象	3	
	展示場(住宅展示場については、集客活動を行い、来場を促すもの)	対象	3	
	賞会議室	対象	3	
	文化会館	対象	3	
	多目的ホール	対象	3	
	神社	対象外	—	
	寺院	対象外	—	
教会	対象外	—		

① 特措法による協力要請を行う施設例

種類	施設	休止要請	解除する 警戒度	備考
集会・展示施設	博物館	対象	3	【要請の内容】 【床面積の合計が1,000平方メートル 超の施設】 施設の使用停止及び催物の開催の 停止を要請(=休業要請)
	美術館	対象	3	
	図書館	対象	3	
	ホテル(集会の用に供する部分に限る。)	対象	3	
	旅館(集会の用に供する部分に限る。)	対象	3	
	科学館	対象	3	
	記念館	対象	3	
	水族館	対象	3	
	動物園	対象	3	
	植物園	対象	3	
商業施設	ペットショップ(ペットフード売り場を除く)	対象	3	【要請の内容】 【床面積の合計が1,000平方メートル 超の施設】 施設の使用停止及び催物の開催の 停止を要請(=休業要請)
	ペット美容室(トリミング)	対象	3	
	宝石類や金銀の販売店	対象	3	
	住宅展示場(戸建て、マンション)	対象	3	
	古物商(質屋を除く。)	対象	3	
	金券ショップ	対象	3	
	古本屋	対象	3	
	おもちゃ屋、鉄道模型屋	対象	3	
	囲碁・将棋盤店	対象	3	
	DVD/ビデオショップ	対象	3	
	DVD/ビデオレンタル	対象	3	
	アウトドア用品、スポーツグッズ店	対象	3	
	ゴルフショップ	対象	3	
	土産物屋	対象	3	
	旅行代理店(店舗)	対象	3	
	アイドルグッズ専門店	対象	3	
	ネイルサロン	対象	3	
	まつ毛エクステンション	対象	3	
	スーパー銭湯	対象	3	
	岩盤浴	対象	3	
	サウナ	対象	3	
	エステサロン	対象	3	
	日焼けサロン	対象	3	
	脱毛サロン	対象	3	
	写真屋	対象	3	
	フォトスタジオ	対象	3	
	美術品販売	対象	3	
展望室	対象	3		

② 特措法によらない協力依頼を行う施設例

種類	施設	休止要請	解除する 警戒度	備考
大学・学習塾等	大学	対象	2	【要請の内容】 【床面積の合計が1,000平方メートル以下の施設】 施設の使用停止及び催物の開催の停止については、床面積の合計が1,000平方メートル超の施設に対する施設の使用停止及び催物の開催の停止要請(=休業要請)の趣旨に基づき、適切な対応について協力を依頼。ただし、100平方メートル以下の施設については、営業を継続する場合には、適切な感染防止対策の徹底を依頼
	専門学校	対象	2	
	専修学校・各種学校	対象	2	
	日本語学校・外国語学校	対象	2	
	インターナショナルスクール	対象	2	
	自動車教習所	対象	3	
	学習塾	対象	3	
	オンライン授業	対象外	-	
	家庭教師	対象外	-	
	英会話教室	対象	3	
	音楽教室	対象	3	
	囲碁・将棋教室	対象	3	
	生け花・茶道・書道・絵画教室	対象	3	
	そろばん教室	対象	3	
	バレエ教室	対象	3	
体操教室	対象	3		
集会・展示施設	博物館	対象	3	【要請の内容】 【床面積の合計が1,000平方メートル以下の施設】 床面積の合計が1,000平方メートル以下の施設については、床面積の合計が1,000平方メートル超の施設に対する施設の使用停止及び催物の開催の停止要請(=休業要請)の趣旨に基づき、適切な対応について協力を依頼。
	美術館	対象	3	
	図書館	対象	3	
	ホテル(集会の用に供する部分に限る。)	対象	3	
	旅館(集会の用に供する部分に限る。)	対象	3	
	科学館	対象	3	
	記念館	対象	3	
	水族館	対象	3	
	動物園	対象	3	
	植物園	対象	3	

② 特措法によらない協力依頼を行う施設例

種類	施設	休止要請	解除する警戒度	備考
商業施設	ペットショップ(ペットフード売り場を除く)	対象	3	【要請の内容】 【床面積の合計が1,000平方メートル以下の施設】 床面積の合計が1,000平方メートル以下の施設については、床面積の合計が1,000平方メートル超の施設に対する施設の使用停止及び催物の開催の停止要請(=休業要請)の趣旨に基づき、適切な対応について協力を依頼。ただし、100平方メートル以下の施設については、営業を継続する場合にあつては、適切な感染防止対策の徹底を依頼
	ペット美容室(トリミング)	対象	3	
	宝石類や金銀の販売店	対象	3	
	住宅展示場(戸建て、マンション)	対象	3	
	古物商(質屋を除く。)	対象	3	
	金券ショップ	対象	3	
	古本屋	対象	3	
	おもちゃ屋、鉄道模型屋	対象	3	
	囲碁・将棋盤店	対象	3	
	DVD/ビデオショップ	対象	3	
	DVD/ビデオレンタル	対象	3	
	アウトドア用品、スポーツグッズ店	対象	3	
	ゴルフショップ	対象	3	
	土産物屋	対象	3	
	旅行代理店(店舗)	対象	3	
商業施設	アイドルグッズ専門店	対象	3	【要請の内容】 【床面積の合計が1,000平方メートル以下の施設】 床面積の合計が1,000平方メートル以下の施設については、床面積の合計が1,000平方メートル超の施設に対する施設の使用停止及び催物の開催の停止要請(=休業要請)の趣旨に基づき、適切な対応について協力を依頼。ただし、100平方メートル以下の施設については、営業を継続する場合にあつては、適切な感染防止対策の徹底を依頼
	ネイルサロン	対象	3	
	まつ毛エクステンション	対象	3	
	スーパー銭湯	対象	3	
	岩盤浴	対象	3	
	サウナ	対象	3	
	エステサロン	対象	3	
	日焼けサロン	対象	3	
	脱毛サロン	対象	3	
	写真屋	対象	3	
	フォトスタジオ	対象	3	
	美術品販売	対象	3	
	展望室	対象	3	

③ 基本的に休止を要請しない施設

飲食店・居酒屋等の食事提供施設については、警戒度3において、営業時間短縮の協力要請を解除
(適切な感染防止対策の徹底を依頼)

国の基本的対処方針に基づく警戒度1における要請の補足事項

<イベントの開催制限について>

「警戒度1」では、イベントの開催における行動基準を「○」としています。これを、国の基本的対処方針を準用し、下表のとおり運用することとします。

【警戒度1におけるイベントの開催制限】

県ガイドライン の警戒度	適用想定日	屋内	屋外
1	6/13~	1,000人	1,000人
		50%以内	十分な間隔
	7/10~	5,000人	5,000人
		50%以内	十分な間隔
	8/1~	上限なし	上限なし
		50%以内	十分な間隔

* 6月18日までは、県外からの参加者が多数見込まれるものは控える。

[注1] 上段は「人数上限」、下段は「収容率（定員に対する割合）」を示す。

[注2] 「人数上限」と「収容率」はどちらか小さい方を限度とする。

[注3] 「十分な間隔」はできれば2mを確保する。

群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン」に基づく 要請について（5月30日（土）以降）

1 要請を開始する日

令和2年5月30日（土）

2 要請する区域

群馬県内全域

3 ガイドライン警戒度

5月30日（土）から警戒度「2」に移行

4 ガイドライン警戒度「2」における要請の概要

【社会経済活動再開のガイドライン「4段階の警戒度と行動基準」より】

警戒度		個人			事業者		【参考】 学校
区分	状態	外出	県外移動	イベント	休業等	勤務形態	
4	県内、都内ともに感染リスクが大きい	×	×	×	・遊技・遊興施設、文教施設等の休業要請 ・飲食店の時短営業 ・高齢者施設、病院等での面会は禁止	テレワークの推奨 (7割目標)	×
		自粛(生活に必須なものを除く)					・登校なし ・部活自粛
3	県内では感染リスクが抑制されているが都内では依然として感染リスクが高い	△	×	△	一部解除 ・高齢者施設、病院等での面会は禁止	テレワークの推奨 (5割目標)	×
		・3密となるハイリスク場所は不可 ・高齢者等のハイリスク者は不可		10人以下のものは可			・登校なし ・部活自粛
2	県内、都内ともに感染リスクが抑制されている	△	△	△	全面解除 ・高齢者施設、病院等での面会は禁止	テレワークの推奨 (3割目標)	△ ・分散登校(週2~3日) ・部活自粛
1	県内、都内ともに感染リスクが低い	○	○	○	全面解除	テレワークの推奨	△→○ 分散(週5) →通常登校

※1 全段階で「新しい生活様式」を実践、多様な感染防止対策を徹底

※2 国の基本的対処方針に基づき、今回の要請では「県外移動」を○→△に修正

5 県民の皆様への要請

以下の事項について、ご協力をお願いします。

(1)外出について

- ・換気が悪い「密閉空間」、多くの人が集まる「密集場所」、間近で会話や発声をする「密接場面」といった、いわゆる3つの「密」状態が発生しやすく、感染リスクが高いと思われる場所への外出は控えてください。
- ・高齢者や基礎疾患のある方については、生活に必要な場合を除いて、外出を控えてください。
- ・外出の際は「(4)新しい生活様式の実践について」に掲げる事項を厳守してください。

(2)県外への移動について

- ・5月25日まで緊急事態宣言の対象区域となっていた5都道県（北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）への不要不急の往来は、控えてください。

(3)イベント等の開催、参加について

- ・全国的かつ大規模なイベント等の開催については、原則延期または中止とするなど、慎重な対応を求めます。
- ・参加者が50人以下のイベント等については自粛を求めませんが、会場収容定員に対して、参加者数をその半分以下とするなどの工夫をお願いします。あわせて、別表に掲げる適切な感染防止対策を徹底いただくようお願いいたします。

(4)「新しい生活様式」等の実践について

- ・「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いによる手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策については、引き続き継続した取り組みをお願いします。
- ・政府専門家会議で示された「人との接触を8割減らす、10のポイント」「新しい生活様式の実践例」を参考に、3つの「密」状態を回避するとともに、日々の生活を見直し、新たな感染防止策を実践してください。

6 事業者のみなさまへの要請

以下の事項について、ご協力をお願いします。

(1) 感染防止対策の徹底について

- ・すべての事業者において、別表で掲げる感染防止対策例等を踏まえながら、適切な感染防止対策の徹底をお願いします。
 - ・各種業界団体等において、業種や施設の種別ごとのガイドラインを作成し、所属事業者や関係事業者へガイドラインに沿った感染防止対策の徹底を促すようお願いいたします。
- ※ガイドラインの作成にあたっては、政府が公表している「業種別ガイドライン」や、本県が示す「各業界・施設毎の感染症対策ガイドライン作成例」を参考としてください。

(2) 休業要請について

- ・これまで要請していたすべての施設の事業者において、施設の使用停止の協力要請（休業要請）を解除します。
- ・施設の再開にあたっては、「(1) 感染防止対策の徹底について」に掲げる感染防止対策を講じるよう強く求めます。

(3) 勤務形態等について

- ・「新しい生活様式の実践例」を参考に、テレワーク（出勤者の3割減を目標）やローテーション勤務、時差通勤、オンライン会議の開催など、人との接触を減らすための取組を実践してください。
- ・高齢者施設や病院等については、感染防止のため、面会禁止とするようお願いいたします。

【別表：適切な感染防止対策例】

※以下に掲げる対策例以外にも、それぞれの施設の状況や営業の形態等に応じ、適切な感染防止のための対策を実践してください。

発熱者等の施設への入場防止	・従業員の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の従業員の出勤を停止
	・来訪者の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の来訪者の入場を制限
3つの「密」(密閉・密集・密接)の防止	・店舗利用者の入場制限、滞在時間の制限を設ける
	・十分な座席間隔(四方を開けた席配置等)を確保する
	・入退出時、集合場所等での十分な間隔の確保(約2m間隔の確保)
	・換気を行う(可能であれば2つの方向の窓を同時に開ける)
	・密集する会議の中止(対面による会議を避け、電話会議やビデオ会議を利用)
飛沫感染、接触感染の防止	・従業員のマスク着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行
	・来訪者の入店時等における手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行
	・対面機会の削減(または、ビニールカーテン等の設置)
	・大声での会話が発生しない環境作り(利用者への呼びかけ、音響を最小限に設定 等)
	・店舗・事務所内の定期的な消毒、キャッシュレスの利用
移動時の感染防止	・ラッシュ対策(時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による出勤の推進)
	・従業員数の出勤数の制限(テレワーク等による在宅勤務の実施等)
	・出張の中止(電話会議やビデオ会議などを活用)、来訪者数の制限

人との接触を8割減らす、10のポイント

誰もが感染するリスク、誰でも感染させるリスクがあります。

新型コロナウイルス感染症から、あなたと身近な人の命を守れるよう、日常生活を見直してみましよう。

1 ビデオ通話で
オンライン帰省



2 スーパーは1人
または少人数で
すいている時間に



3 ジョギングは
少人数で
公園はすいた時間、
場所を選ぶ



4 待てる買い物は
通販で



5 飲み会は
オンラインで



6 診療は遠隔診療

定期受診は間隔を調整



7 筋トレやヨガは
自宅で動画を活用



8 飲食は
持ち帰り、
宅配も



9 仕事は在宅勤務

通勤は医療・インフラ・
物流など社会機能維持
のために



10 会話は
マスクをつけて



3つの密を
避けましょう

1. 換気の悪い密閉空間
2. 多数が集まる密集場所
3. 間近で会話や発声をする密接場面

手洗い・
咳エチケット・
換気や、健康管理

も、同様に重要です。

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、**できるだけ2m（最低1m）**空ける。
- 遊びに行くなら**屋内より屋外**を選ぶ。
- 会話をする際は、可能な限り**真正面を避ける**。
- 外出時、屋内にいるときや会話をするときには、**症状がなくてもマスク**を着用
- 家に帰ったらまず**手や顔を洗う**。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度**かけて**水と石けんで丁寧に**洗う（手指消毒薬の使用も可）

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに**手洗い・手指消毒** 咳エチケットの徹底 こまめに換気
- 身体的距離の確保 「**3密**」の回避（**密集、密接、密閉**）
- 毎朝で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

冠婚葬祭などの親族行事

- 多人数での会食は避けて
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務 時差通勤でゆったりと オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン 名刺交換はオンライン 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成予定

各業界・施設毎の 「感染症対策ガイドライン」 作成例

- ① 映画館、公会堂、演芸場、展示場等
- ② 博物館、美術館、図書館等
- ③ 学習塾、各種教室等
- ④ 飲食店等
- ⑤ 物品販売業(スーパー、百貨店等)
- ⑥ 理美容ほか対人サービス業
- ⑦ ホテル、旅館
- ⑧ 公共交通等
- ⑨ 製造事業場

令和2年5月
群馬県産業経済部

【例①】映画館、公会堂、演芸場、展示場等

【留意点】

- ・開催する催物(イベント等)に関しては、催物(イベント等)の開催制限に応じて、参加する者が比較的少人数(最大50人程度)のもの等に限定すること。

「三密」環境の徹底排除

- ・ 入場人数の制限、滞在時間の制限
- ・ 十分な座席の間隔(四方を空けた席配置等)を確保する
- ・ 入退出時(入退出時の行列含む)や集合場所等において人と人との十分な間隔を確保する
- ・ 適切な消毒や換気
- ・ 大声の発声、歌唱や声援、近接した場所での会話を避ける(イベント等)。



衛生面や健康面の管理徹底

- ・ 接客時等におけるマスクの着用
- ・ 対面する場でのビニールカーテン等の設置。または、対面機会を避ける。
- ・ 利用客に対し、入場時の手指消毒の励行。滞在時間が長い場合には、入場時の体調チェックを行う。
- ・ 共用物品、設備の消毒
- ・ キャッシュレスの利用
- ・ 従業員の衛生対策の徹底
- ・ 従業員や出入り業者に発熱や感冒症状がある場合の迅速かつ適切な対応

など

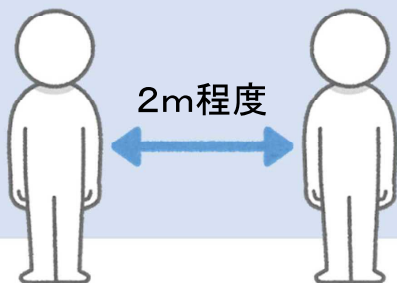
【例②】博物館、美術館、図書館等

【留意点】

- ・施設内の移動においても人と人との接触を避けるための十分な距離(できるだけ2mを目安に)を確保する。

「三密」環境の徹底排除

- ・ 入場人数の制限、滞在時間の制限
- ・ 十分な座席の間隔(四方を空けた席配置等)を確保する。または、密集が発生しないような展示配置とする
- ・ 入退出時(入退出時の行列含む)や集合場所等において人と人との十分な間隔を確保する
- ・ 適切な消毒や換気



衛生面や健康面の管理徹底

- ・ 接客時等におけるマスクの着用
 - ・ 対面する場でのビニールカーテン等の設置。または、対面機会を避ける。
 - ・ 利用者に対し、入場時の手指消毒の励行。滞在時間が長い場合には、入場時の体調チェックを行う。
 - ・ 共用物品、設備の消毒
 - ・ キャッシュレスの利用
 - ・ 従業員の衛生対策の徹底
 - ・ 従業員や出入り業者に発熱や感冒症状がある場合の迅速かつ適切な対応
- など

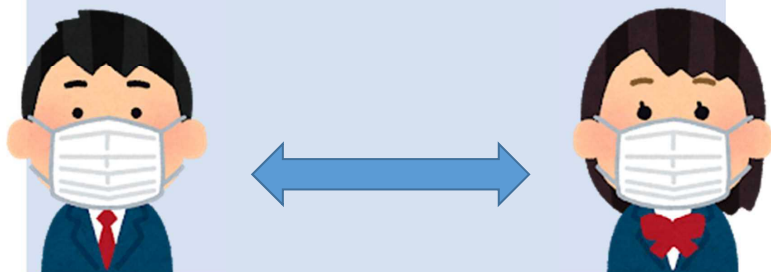
【例③】学習塾、各種教室等

【留意点】

- ・利用者同士の間パーテーションを設けるなど、対面機会を最小限にする。
- ・利用人数、滞在時間の制限を行う。

「三密」環境の徹底排除

- ・ 少人数で滞在時間の制限
- ・ 四方を空けた席配置
- ・ 入退出時(入退出時の行列含む)や集合場所等において人と人との十分な間隔を確保する
- ・ 適切な消毒や頻繁な換気



衛生面や健康面の管理徹底

- ・ 接客時等におけるマスクの着用
 - ・ 対面する場でのビニールカーテン等の設置。または、対面機会を避ける。
 - ・ 利用者に対し、こまめな手洗いの励行
 - ・ 共用物品、設備の消毒
 - ・ 従業員の衛生対策の徹底
 - ・ 従業員や出入り業者に発熱や感冒症状がある場合の迅速かつ適切な対応
- など

【例④】飲食店等

【留意点】

・徹底した感染予防対策を講じた上で、営業することとし、酒類の提供時間についても配慮する。

「三密」環境を徹底的に排除

- ・ こまめな換気
- ・ 個室などの密閉した部屋の使用や、座敷等における多人数での使用を控える
- ・ 座席の間にパーテーションを設ける、又は座席の間隔を十分に空ける
- ・ 近距離での会話や大声を避けるなど



衛生面や健康面の管理を徹底

- ・ 接客時等におけるマスクの着用
- ・ 利用客に対し、入店時の手洗い、手指消毒の励行(可能な場合は検温も)
- ・ 利用客の入替時の適切な消毒や清掃
- ・ 大皿での取り分けによる食品提供の自粛
- ・ 共用物品、設備の消毒。
- ・ キャッシュレスの利用
- ・ 使用済み食器やゴミの適切な処理
- ・ 従業員の衛生対策の徹底
- ・ 従業員や出入り業者に発熱や感冒症状がある場合の迅速かつ適切な対応など



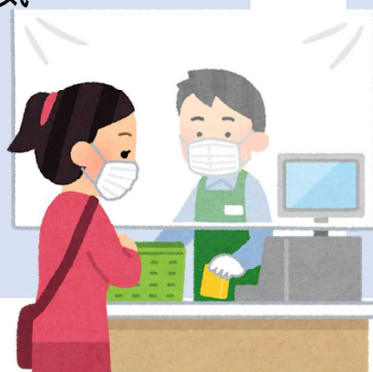
【例⑤】物品販売業(スーパー、百貨店等)

【留意点】

・従業員と客との間にパーテーションを設けるなど、対面機会を最小限にする。

「三密」環境の徹底排除

- ・ 入場人数の制限、滞在時間の制限
- ・ レジ等で間隔を空ける(床に印をつける等)
- ・ 入退出時(入退出時の行列含む)や集合場所等において人と人との十分な間隔を確保する
- ・ 適切な消毒や頻繁な換気



衛生面や健康面の管理徹底

- ・ 接客時等におけるマスクの着用
- ・ 対面する場でのビニールカーテン等の設置。または、対面機会を避ける。
- ・ 利用客に対し、入場時の手指消毒の励行。滞在時間が長い場合には、入場時の体調チェックを行う。
- ・ 共用物品、設備の消毒
- ・ キャッシュレスの利用
- ・ 従業員の衛生対策の徹底
- ・ 従業員や出入り業者に発熱や感冒症状がある場合の迅速かつ適切な対応など

【例⑥】理美容ほか対人サービス業

【留意点】

・従業員と客との間や、客と客との間にパーティションを設けるなど、対面機会を最小限にする。

「三密」環境の徹底排除

- ・ 予約制の採用などによる滞在時間の短縮
- ・ 四方を空けた席配置
- ・ 入退出時(入退出時の行列含む)や集合場所等において人と人との十分な間隔を確保する
- ・ 適切な消毒や頻繁な換気



衛生面や健康面の管理徹底

- ・ 接客時等におけるマスクの着用
- ・ 対面する場でのビニールカーテン等の設置。または、対面機会を避ける。
- ・ 利用客に対し、入場時の手指消毒の励行。滞在時間が長い場合には、入場時の体調チェックを行う。
- ・ 共用物品、設備の消毒
- ・ キャッシュレスの利用
- ・ 従業員の衛生対策の徹底
- ・ 従業員や出入り業者に発熱や感冒症状がある場合の迅速かつ適切な対応など

【例⑦】ホテル、旅館(集会の用に供する部分に限る)

【留意点】

・開催する催物(イベント等)に関しては、催物(イベント等)の開催制限に応じて、参加する者が比較的少人数(最大50人程度)のもの等に限定すること。

「三密」環境の徹底排除

- ・ 入場人数の制限、滞在時間の制限
- ・ 十分な座席の間隔(四方を空けた席配置等)を確保する
- ・ 入退出時(入退出時の行列含む)や集合場所等において人と人との十分な間隔を確保する
- ・ 適切な消毒や頻繁な換気
- ・ 大声の発声、歌唱や声援、近接した場所での会話を避ける(イベント等)。



衛生面や健康面の管理徹底

- ・ 接客時等におけるマスクの着用
- ・ 対面する場でのビニールカーテン等の設置。または、対面機会を避ける。
- ・ 利用客に対し、入場時の手指消毒の励行。滞在時間が長い場合には、入場時の体調チェックを行う。
- ・ 共用物品、設備の消毒
- ・ キャッシュレスの利用
- ・ 従業員の衛生対策の徹底
- ・ 従業員や出入り業者に発熱や感冒症状がある場合の迅速かつ適切な対応など

【例⑧】公共交通等

【留意点】

- ・人と人との十分な間隔の確保に努める。

「三密」環境の徹底排除

- ・ 時差出勤の推奨
- ・ 座席間隔に留意
- ・ 集合場所等において人と人との十分な間隔を確保する
- ・ 適切な消毒や頻繁な換気



衛生面や健康面の管理徹底

- ・ 接客時等におけるマスクの着用
- ・ 対面する場でのビニールカーテン等の設置。または、対面機会を避ける。
- ・ 共用物品、設備の消毒。
- ・ 従業員の衛生対策の徹底
- ・ 従業員や出入り業者に発熱や感冒症状がある場合の迅速かつ適切な対応
など

【例⑨】製造事業場

【留意点】

- ・一定の距離(2mを目安に)を保てるよう、作業空間と人間配置について最大限の見直しを行う。

「三密」環境の徹底排除

- ・ 管理部門を中心にテレワークや時差出勤等の活用
- ・ 一定の距離(2mを目安に)を保てるよう、作業空間と人間配置を見直す
- ・ 食堂等において人と人との十分な間隔を確保する。または、対面で座らないようにする。
- ・ 屋内休憩スペースは、十分な間隔の確保や常時換気を行う。
- ・ 混雑や接触を避けるため、ロッカールームをグループごとに別々の時間帯で使用する。

衛生面や健康面の管理徹底

- ・ マスクの着用
- ・ 工程ごとに区域を整理し、往来を最小限にする。
- ・ 共用物品、設備の消毒。
- ・ 従業員の衛生対策の徹底
- ・ 従業員や出入り業者に発熱や感冒症状がある場合の迅速かつ適切な対応
など



業種別ガイドラインについて

令和2年5月26日18時 更新

業種	団体名	担当省庁名	ガイドライン掲載URL	
①劇場、観覧場、映画館、演芸場	公益社団法人 全国公立文化施設協会	文部科学省	https://www.zenkoubun.jp/info/2020/pdf/0514covid_19.pdf	
	全国興行生活衛生同業組合連合会（映画館）	厚生労働省	https://www.zenkoren.or.jp/news-pdf/0514_COVID-19_guideline.pdf	
	全国興行生活衛生同業組合連合会（演芸場）	厚生労働省	5月末公表予定	
	一般社団法人コンサートプロモーターズ協会 一般社団法人日本音楽事業者協会 一般社団法人日本音楽制作者連盟	経済産業省 文部科学省	5月27日公表予定	
	クラシック音楽公演運営推進協議会	文部科学省	6月上旬公表予定	
	緊急事態舞台芸術ネットワーク	文部科学省	6月上旬公表予定	
②集会場、公会堂	公益社団法人 全国公民館連合会	文部科学省	https://www.kominkan.or.jp/file/all/2020/20200514_02guide.pdf	
③展示場	一般社団法人 日本展示会協会	経済産業省	6月上旬公表予定	
④体育館、水泳場、ボウリング場、運動施設、遊技場	公益財団法人 日本スポーツ協会 公益財団法人 日本障がい者スポーツ協会	文部科学省	https://www.japan-sports.or.jp/news/tabid92.html?itemid=4158 https://www.isad.or.jp/news/detail/20200515_002154.html	
	公益社団法人 日本プロサッカーリーグ	文部科学省	https://www.jleague.jp/release/wp-content/uploads/2020/05/05e44038298e88260d6524bf435c8596.pdf	
	一般社団法人 日本ゴルフ場経営者協会 公益社団法人 日本パブリックゴルフ協会	経済産業省	http://www.golf-nsk.or.jp/news/2020/corona/golfcoronaguideline.pdf http://www.pgs.or.jp/data/CT_20200514105508_efe4fec0-db18-4ba8-a81f-915f6cc880e5.pdf	
	公益社団法人 全日本ゴルフ練習場連盟	経済産業省	https://www.jgra.or.jp/wp1902/wp-content/uploads/2020/05/JGRA2020年5月14日ガイドライン改訂版-第三版-1.pdf	
	公益社団法人 日本テニス事業協会	経済産業省	https://www.jtia-tennis.com/2020_05_14_tennis_guideline.pdf	
	一般社団法人 日本アミューズメント産業協会	経済産業省	https://jaia.jp/%e3%81%8a%e7%9f%a5%e3%82%89%e3%81%9b/%e3%82%b2%e3%83%bc%e3%83%a0%e3%82%bb%e3%83%b3%e3%82%bf%e3%83%bc%e3%81%ab%e3%81%8a%e3%81%91%e3%82%8b%e6%96%b0%e5%9e%8b%e3%82%b3%e3%83%ad%e3%83%8a%e3%82%a6%e3%82%a4%e3%83%ab%e3%82%b9%e6%84%9f%e6%9f%93/	
	一般社団法人 全日本指定射撃場協会	警察庁	http://shajoukyo.ciao.jp/	
	全国麻雀業組合総連合会	警察庁	https://www.zenjanren.com/	
	パチンコ・パチスロ産業21世紀会	警察庁	http://www.zennichiyuren.or.jp/	
	公益財団法人 日本ゴルフ協会 公益社団法人 日本プロゴルフ協会 一般社団法人 日本女子プロゴルフ協会 一般社団法人 日本ゴルフツアー機構 一般社団法人 日本ゴルフトーナメント振興協会	文部科学省	http://www.jga.or.jp/jga/jsp/index.html https://www.pga.or.jp/ https://www.lpga.or.jp/ https://www.jgto.org/pc/TopPage.do http://www.golf-gtpa.or.jp/	
	公益社団法人 日本ボウリング場協会	経済産業省	https://bowling.or.jp/	
	一般社団法人 日本レジャーダイビング協会 スクーバダイビング事業協同組合	経済産業省	https://diving.or.jp/ http://www.sd-kumiai.org/	
	一般社団法人 日本野球機構	文部科学省	5月末公表予定	
	東日本遊園地協会 西日本遊園地協会	経済産業省	https://www.e-yuenchi.com/pdf/amusement_park_guideline.pdf https://www.nagashima-onsen.co.jp/spaland/wp-content/uploads/sites/7/2020/05/COVID-19_guideline.pdf	
	一般社団法人 日本フィットネス協会	経済産業省	https://www.fia.or.jp/public/19525/	
	⑤博物館、美術館、図書館	公益財団法人 日本博物館協会	文部科学省	https://www.j-muse.or.jp/02program/pdf/coronaguide0000.pdf
		公益社団法人 日本図書館協会	文部科学省	http://www.ila.or.jp/home/news_list/tabid/83/Default.aspx?itemid=5307
	⑥競馬	地方競馬全国協会	農林水産省	5月27日公表予定
一般社団法人 ライブハウスコミッション		厚生労働省	調整中	

業種別ガイドラインについて

令和2年5月26日18時 更新

業 種	団 体 名	担当省庁名	ガイドライン掲載URL
28	全国社交飲食業生活衛生同業組合連合会	厚生労働省	調整中
29	一般社団法人 日本カラオケボックス協会連合会	経済産業省	http://www.ikba.or.jp/uploads/news/a2e082c81b7de927a865d1d5048c8ba7.pdf
	一般社団法人 カラオケ使用者連盟		https://www.kua.or.jp/pdf/guideline.pdf
	一般社団法人 全国カラオケ事業者協会		http://www.karaoke.or.jp/img/guideline.pdf
30	公益社団法人 全国競輪施行者協議会	経済産業省	5月28日公表予定
	全国小型自動車競走施行者協議会		
	公益財団法人 J K A		
	一般財団法人 東日本小型自動車競走会		
	一般財団法人 西日本小型自動車競走会		
	一般社団法人 日本競輪選手会		
	一般社団法人 全日本オートレース選手会		
一般社団法人 全国場外車券売場設置者協議会			
31	公益社団法人 全国学習塾協会	経済産業省	https://jja.or.jp/wp-content/uploads/2020/05/guidelinever.3.pdf
32	一般社団法人 全国外国語教育振興協会	経済産業省	5月27日公表予定
33	一般社団法人 全日本ピアノ指導者協会	経済産業省	5月29日公表予定
34	全日本指定自動車教習所協会連合会	警察庁	http://www.zensiren.or.jp
35	全国届出自動車教習所協会	警察庁	http://www.zenikyo.com
36	一般社団法人 日本総合健診医学会	厚生労働省	https://ihp.jp/ihp/sisetu/covid_19.isp#coronavirus6
	公益社団法人 日本人間ドック学会		https://www.ningen-dock.jp/covid19_dock
	公益財団法人 結核予防会		https://www.iatahq.org/
	公益社団法人 全国労働衛生団体連合会	厚生労働省	http://www.zeneiren.or.jp/
	公益財団法人 日本対がん協会		https://www.icancer.jp/about_cancer_and_checkup
	公益社団法人 全日本病院協会		https://www.aiha.or.jp/hms/medicalcheckup/
	一般社団法人 日本病院会		https://www.hospital.or.jp/docu/index.html
公益財団法人 予防医学事業中央会	http://www.vobouigaku-chuo.or.jp/		
37	一般社団法人 建設電気技術協会	国土交通省	http://kendenkyo.or.jp/pdf/kendenkyo_guidelines.pdf
38	一般社団法人 全国LPガス協会	経済産業省	https://www.japanlpg.or.jp/info/data/20200514.pdf
39	全国石油商業組合連合会	経済産業省	http://www.zensekiren.or.jp/20200414
40	公益社団法人 日本下水道管路管理業協会	国土交通省	https://jascoma.com/index.html
41	一般社団法人 日本下水道施設管理業協会	国土交通省	https://www.gesui-kanrikyo.or.jp/contents/01-01news.html
42	東日本高速道路株式会社	国土交通省	https://www.e-nexco.co.jp/
43	中日本高速道路株式会社	国土交通省	https://www.c-nexco.co.jp/topics/1121.html
44	西日本高速道路株式会社	国土交通省	https://www.w-nexco.co.jp/
45	首都高速道路株式会社	国土交通省	https://www.shutoko.jp/inquiry/prevention/
46	阪神高速道路株式会社	国土交通省	https://www.hanshin-exp.co.jp/company/
47	本州四国連絡高速道路株式会社	国土交通省	https://www.jb-honshi.co.jp/
48	一般社団法人 全国建設業協会	国土交通省	http://www.zenken-net.or.jp/
49	一般社団法人 日本建設業連合会	国土交通省	https://www.nikkenren.com/
50	一般社団法人 住宅生産団体連合会	国土交通省	https://www.iudanren.or.jp/activity/demand-proposal/pdf/covid_guideline_20200521.pdf
51	一般社団法人 日本埋立浚渫協会	国土交通省	https://www.umeshunkyo.or.jp/
	一般社団法人 日本海上起重技術協会		http://www.kaijikyoku.jp/
	一般社団法人 日本潜水協会		http://www.sensui.or.jp/

業種別ガイドラインについて

令和2年5月26日18時 更新

業種	団体名	担当省庁名	ガイドライン掲載URL			
⑨インフラ運営等	日本港湾空港建設協会連合会 全国浚渫業協会		http://www.nikkoren.com/ https://www.zen-shun.com/			
	一般社団法人 電気通信事業者協会	総務省	https://www.tca.or.jp/			
52	一般社団法人 電気通信事業者協会	総務省	https://www.tca.or.jp/			
53	一般財団法人 食品産業センター	農林水産省	https://www.shokusan.or.jp/news/3694/			
54	公益社団法人 中央畜産会	農林水産省	http://jlia.lin.gr.jp/archives/3079			
55	公益社団法人 大日本農会	農林水産省	http://www.dainihon-noukai.jp/news01/2270/			
56	一般社団法人 日本林業協会	農林水産省	https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/ncv_guideline.html#gl_gvoubetsu			
57	全国漁業協同組合連合会	農林水産省	https://www.zengvoren.or.jp/information/detail.php?type=press&id=152			
	一般社団法人 大日本水産会		https://suisankai.or.jp/news/%e3%80%8c%e6%bc%81%e6%a5%ad%e8%80%85%e3%81%ab%e6%96%b0%e5%9e%8b%e3%82%b3%e3%83%ad%e3%83%8a%e3%82%a6%e3%82%a4%e3%83%ab%e3%82%b9%e6%84%9f%e6%9f%93%e8%80%85%e3%81%8c%e7%99%ba%e7%94%9f%e3%81%97%e3%81%9f/			
⑩飲食品供給	全国中央卸売市場協会 全国公設地方卸売市場協議会 全国第3セクター市場連絡協議会 一般社団法人 全国中央市場青果卸売協会 一般社団法人 全国青果卸売市場協会 全国青果卸売協同組合連合会 公益社団法人 日本食肉市場卸売協会 東京食肉市場卸商協同組合 一般社団法人 日本花き卸売市場協会 一般社団法人 全国花卸協会 一般社団法人 全国水産卸協会 全国魚卸売市場連合会 全国水産物卸組合連合会	農林水産省	http://www.seika-oroshi.or.jp/ http://www.zenseioroshiren.or.jp/ https://mmb.imma.or.jp/common/news/200514_新型コロナ_対応ガイドライン_(卸売市場).pdf https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/ncv_guideline.html#gl_gvoubetsu			
	一般社団法人 日本加工食品卸協会		https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/ncv_guideline.html#gl_gvoubetsu			
	一般社団法人 日本外食品流通協会		http://www.gaishokukyo.or.jp/			
	全国給食事業協同組合連合会		https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/ncv_guideline.html#gl_gvoubetsu			
	一般社団法人 日本給食品連合会		https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/ncv_guideline.html#gl_gvoubetsu			
	酒類業中央団体連絡協議会		財務省	5月末公表予定		
	一般社団法人 全国生活衛生同業組合中央会 一般社団法人 日本フードサービス協会		農林水産省 厚生労働省	https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/ncv_guideline.html#gl_gvoubetsu		
	⑪食堂、レストラン 喫茶店等		オール日本スーパーマーケット協会 一般社団法人 全国スーパーマーケット協会 日本小売業協会 一般社団法人 日本ショッピングセンター協会 一般社団法人 日本スーパーマーケット協会 一般社団法人 日本専門店協会 日本チェーンストア協会 日本チェーンドラッグストア協会 一般社団法人 日本DIY・ホームセンター協会 一般社団法人 日本百貨店協会 一般社団法人 日本フランチャイズチェーン協会 一般社団法人 日本ボランティアチェーン協会	経済産業省 農林水産省	https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/ncv_guideline.html#gl_gvoubetsu http://www.ajs.gr.jp/?mode=whatsnew&page=index&year=2020#526 http://www.super.or.jp/?p=11151 https://japan-retail.or.jp/ http://www.jsa-net.gr.jp/ https://www.diy.or.jp/news-all/top-news/409-2020-05-14.html https://www.ifa-fc.or.jp/particle/3017.html https://www.vca.or.jp/topics/2020/05/post-9.html	
			大手家電流通協会		経済産業省	https://www.ioshin.co.jp/info/0513guideline.pdf
			日本書店商業組合連合会		経済産業省	http://www.n-shoten.jp/images/coronavirusguide.pdf
日本コンパクトディスク・ビデオレンタル商業組合		経済産業省	http://www.cdvnet.jp/modules/information/index.php/page96.html			
⑫生活必需物資供給		一般社団法人 全国生活衛生同業組合中央会 一般社団法人 日本フードサービス協会	農林水産省 厚生労働省		https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/ncv_guideline.html#gl_gvoubetsu	
		一般社団法人 日本加工食品卸協会	農林水産省		https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/ncv_guideline.html#gl_gvoubetsu	
		一般社団法人 日本外食品流通協会	農林水産省		http://www.gaishokukyo.or.jp/	
		全国給食事業協同組合連合会	農林水産省		https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/ncv_guideline.html#gl_gvoubetsu	
65	⑫生活必需物資供給	一般社団法人 日本給食品連合会	農林水産省	https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/ncv_guideline.html#gl_gvoubetsu		
66	⑫生活必需物資供給	酒類業中央団体連絡協議会	財務省	5月末公表予定		
67	⑫生活必需物資供給	一般社団法人 日本加工食品卸協会	農林水産省	https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/ncv_guideline.html#gl_gvoubetsu		
68	⑫生活必需物資供給	一般社団法人 日本外食品流通協会	農林水産省	http://www.gaishokukyo.or.jp/		

業種別ガイドラインについて

令和2年5月26日18時 更新

業 種	団 体 名	担当省庁名	ガイドライン掲載URL
69	全国商店街振興組合連合会	経済産業省	http://www.svoutengai.or.jp/news/topics.cgi
70	全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会 一般社団法人 日本旅館協会 一般社団法人 全日本シティホテル連盟	厚生労働省 国土交通省	http://www.ryokan.or.jp/top/news/detail/298 https://www.jcha.or.jp/news/203
71	一般社団法人 日本ホテル協会	国土交通省	https://www.j-hotel.or.jp/association/pressroom/association/66801
72	一般社団法人 日本エステティック振興協議会 特定非営利活動法人 日本エステティック機構等	経済産業省	http://esthe-npo.lekumo.biz/blog/2020/05/ver30-88c4.html
73	全国質屋組合連合会	警察庁	http://www.zenshichi.gr.jp
74	⑬生活必需サービス NPO法人日本ネイリスト協会	経済産業省	https://www.nail.or.jp/information/coronavirus/guideline/index.html
75	全国理容生活衛生同業組合連合会	厚生労働省	5月末公表予定
76	全日本美容業生活衛生同業組合連合会	厚生労働省	5月末公表予定
77	全国クリーニング生活衛生同業組合連合会	厚生労働省	5月末公表予定
78	全国公衆浴場業生活衛生同業組合連合会	厚生労働省	5月末公表予定
79	一般社団法人 日本リラクゼーション業協会	経済産業省	5月末公表予定
80	⑭ごみ処理 一般財団法人 日本環境衛生センター 公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター	環境省	https://www.jesc.or.jp/library/tabid/373/Default.aspx https://www.iwnet.or.jp/info/chousa/index.html
81	公益社団法人 日本ブライダル文化振興協会 一般社団法人 全日本冠婚葬祭互助協会	経済産業省	https://www.bia.or.jp/guidelines/ https://www.zengokyo.or.jp/news/1980/
82	⑮冠婚葬祭 日本バンケット事業協同組合	経済産業省	https://www.j-banquet.com/index.php
83	一般社団法人 日本結婚相手紹介サービス協議会	経済産業省	http://www.imic.gr.jp/
84	全日本葬祭業協同組合連合会 一般社団法人 全日本冠婚葬祭互助協会	経済産業省	5月29日公表予定
85	一般社団法人 日本民間放送連盟	総務省	https://www.j-ba.or.jp/category/broadcasting/jba103834
86	日本放送協会	総務省	https://www.nhk.or.jp/info/otherpress/pdf/2020/20200514.pdf
87	一般社団法人 衛星放送協会	総務省	https://www.eiseihoso.org/
88	⑯メディア 一般社団法人 日本ケーブルテレビ連盟	総務省	https://www.catv-jcta.jp/topics/detail/1760
89	一般社団法人 日本コミュニティ放送協会	総務省	https://www.jcba.jp/community/index.html
90	一般社団法人 日本映画製作者連盟	経済産業省	http://www.eiren.org/
91	一般社団法人 日本音声製作者連盟	経済産業省	https://onseiren.com/wp/wp-content/uploads/Japa_Guideline-1.pdf
92	協同組合 日本写真館協会	経済産業省	https://www.shashinkan.com/
93	一般社団法人 日本コールセンター協会	経済産業省	https://cca.or.jp/
94	一般社団法人 全国ペット協会	環境省	5月29日公表予定
95	⑰個人向けサービス 一般社団法人 日本自動車販売協会連合会 一般社団法人 日本中古自動車販売協会連合会 全国オートバイ協同組合連合会 一般社団法人 全国軽自動車協会連合会 一般財団法人 日本自動車購入協会 一般社団法人 日本自動車査定協会 一般社団法人 日本オートオークション協議会 日本自動車輸入組合 一般社団法人 日本二輪車オークション協会 一般社団法人 中古二輪自動車流通協会	経済産業省	5月27日公表予定

業種別ガイドラインについて

令和2年5月26日18時 更新

業 種	団 体 名	担当省庁名	ガイドライン掲載URL
96	一般社団法人 全国銀行協会	金融庁	https://www.zenginkyo.or.jp/news/2020/n051401/
97	日本証券業協会	金融庁	http://www.jsda.or.jp/shinchaku/coronavirus/files/20200514coronag.pdf
98	一般社団法人 全国信用金庫協会	金融庁	https://www.shinkin.org/news/pdf/20200515guideline.pdf
99	一般社団法人 全国信用組合中央協会	金融庁	https://www.shinyokumiai.or.jp/pdf/news20200515.pdf
100	⑱金融 一般社団法人 全国労働金庫協会	金融庁	https://all.rokin.or.jp/important/file/koronaguideline.pdf
101	一般社団法人 生命保険協会	金融庁	https://www.seiho.or.jp/data/billboard/disaster05/pdf/01.pdf
102	一般社団法人 損害保険協会	金融庁	https://www.sonpo.or.jp/news/covid-19/index.html
103	一般社団法人 日本クレジット協会	経済産業省	https://www.i-credit.or.jp/
104	公益社団法人 リース事業協会	経済産業省	6月上旬公表予定
105	⑲物流、運送 鉄道連絡会（一般社団法人 日本民営鉄道協会・JR等）	国土交通省	http://www.mintetsu.or.jp/association/news/2020/15261.html
106	公益社団法人 日本バス協会	国土交通省	http://www.bus.or.jp/news/covid-19Guide.pdf
107	一般社団法人 全国ハイヤー・タクシー連合会	国土交通省	http://www.taxi-japan.or.jp/content/?p=article&c=3111&a=13
108	一般社団法人 全国個人タクシー協会	国土交通省	http://www.kojin-taxi.or.jp/
109	公益社団法人 全日本トラック協会	国土交通省	http://www.jta.or.jp/info/coronavirus_guideline.html
110	日本内航海運組合総連合会	国土交通省	http://www.naiko-kaiun.or.jp/
111	一般社団法人 日本旅客船協会	国土交通省	https://www.jships.or.jp/news_detail.php?id=7554
112	一般社団法人 日本船主協会	国土交通省	http://www.isanet.or.jp/covid-19/index.html
113	一般社団法人 日本外航客船協会	国土交通省	http://www.iopa.or.jp/document/covid19-guidelines.pdf
114	日本船舶代理店協会	国土交通省	https://www.sendaikyo.org/
115	外航船舶代理店業協会	国土交通省	http://www.jafsa.jp/
116	定期航空協会 一般社団法人 全国空港ビル事業者協会	国土交通省	http://teikokyo.gr.jp/ http://www.air-terminal.or.jp/
117	一般社団法人 日本旅行業協会 一般社団法人 全国旅行業協会	国土交通省	https://www.iata-net.or.jp/virus/200514_crrspndncguideline.html
118	一般社団法人 日本倉庫協会	国土交通省	https://www.nissokyo.or.jp/index.php
119	一般社団法人 日本冷蔵倉庫協会	国土交通省	http://www.iarw.or.jp/
120	公益社団法人 全国通運連盟 一般社団法人 航空貨物運送協会 一般社団法人 国際フレイトフォワードーズ協会 日本内航運送取扱業海運組合	国土交通省	http://www.t-renmei.or.jp/ http://www.jafa.or.jp/ https://www.jiffa.or.jp/
121	⑲物流、運送 全国トラックターミナル協会	国土交通省	http://www.zentakyo.jp/
122	日本郵便株式会社	総務省	https://www.post.japanpost.jp/
123	一般社団法人 日本港運協会	国土交通省	http://jhta.or.jp/docs/corona20200518.pdf
124	⑳製造業全般 一般社団法人 日本経済団体連合会	経済産業省	https://www.keidanren.or.jp/policy/2020/040.html
125	一般社団法人 日本造船工業会	国土交通省	https://www.sain.or.jp/
126	一般社団法人 日本中小型造船工業会	国土交通省	http://www.cajs.or.jp/01detail.html?id=1451
127	一般社団法人 情報サービス産業協会	経済産業省	https://www.jisa.or.jp/
128	㉑オフィス事務全般 一般社団法人 日本経済団体連合会	経済産業省	https://www.keidanren.or.jp/policy/2020/040.html

業種別ガイドラインについて

令和2年5月26日18時 更新

	業 種	団 体 名	担当省庁名	ガイドライン掲載URL
129	㉔企業活動、治安維持	一般社団法人 全国警備業協会	警察庁	http://www.aissa.or.jp/
130		公益社団法人 全国ビルメンテナンス協会	厚生労働省	5月末公表予定
131	㉕行政サービス	日本公証人連合会	法務省	http://www.koshonin.gr.jp/news/nikkoren/20200514.html

※上記のほか、学校、社会福祉施設、社会体育施設、研究施設等については所管省庁においてガイドライン等を作成・公表。

スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン

令和 2 年 5 月 1 4 日
(令和 2 年 5 月 2 9 日 改訂)
公益財団法人日本スポーツ協会
公益財団法人日本障がい者スポーツ協会

1 はじめに

5月4日に第33回新型コロナウイルス感染症対策本部が開催され、同本部において改正された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本的対処方針」という。）においては、同日に公表された、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（以下「専門家会議」という。）「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」も踏まえ、事業者及び関係団体は、今後の持続的な対策を見据え、5月4日開催の専門家会議の提言を参考に、業種や施設の種別ごとにガイドラインを作成するなど、自主的な感染防止のための取組を進めることが求められています。

本ガイドラインは、基本的対処方針を受けて、各種スポーツイベントを再開するに当たっての基準や、再開後の開催時における感染拡大予防のための留意点について、専門家会議の提言等を参考にし、まとめたものです。

各スポーツ団体におかれては、本ガイドラインに従ってスポーツイベントを行っていただくとともに、特に中央競技団体におかれては、必要に応じ、本ガイドラインを参考に、練習・トレーニングにおける注意事項を含んだ、競技特性に応じた各競技別のガイドラインの作成に取り組んでいただきますようお願いいたします。

なお、スポーツイベントの実施に際しての新型コロナウイルス感染症への感染を防止するための方策については、必ずしも十分な科学的な知見が集積されている訳ではありません。このため、本ガイドラインは、現段階で得られている知見等に基づき作成しています。今後の知見の集積及び各地域の感染状況を踏まえて、逐次見直すことがあり得ることに御留意をお願いいたします。

また、スポーツイベントの実施の際に利用する施設における感染拡大予防策については、5月14日付けでスポーツ庁が作成した「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」等を参考に、施設管理者とも相談しつつ取り組んでいただけますようお願いいたします。

2 スポーツイベントの再開に当たっての基本的考え方について

スポーツイベントの再開に当たっては、基本的対処方針、専門家会議提言等に基づき、以下のとおり対応することが適当です。

なお、当該スポーツイベントが開催される各都道府県知事の方針に従うことが大前提であり、開催や実施の判断に迷われた際は、開催地や施設が所在する都道府県

のスポーツ主管課や衛生部局等への御相談をお願いします。

(1) 特定警戒都道府県に指定される都道府県

- 比較的少人数のものも含め、クラスターが発生するおそれがあるスポーツイベントについては、引き続き、各都道府県知事からの自粛要請等に基づき、適切に対応することが求められます。
- 特に、全国的大規模なスポーツイベントについては、感染リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期するよう、各都道府県知事からの要請等に基づき、慎重な対応をとることが必要です。

(2) 特定警戒都道府県以外の特定都道府県に指定される都道府県

- 全国的大規模なスポーツイベントの開催については、感染リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期するよう、各都道府県知事からの要請等に基づき、慎重な対応をとることが必要です。
- 一方、比較的少人数が参加するスポーツイベントについては、地域の感染状況等も踏まえて、各都道府県知事がイベントの開催制限の解除等の対応をとることが考えられます。この場合は、適切な感染防止対策（後述「3 スポーツイベント開催・実施時の感染防止策について」参照）を講じた上で実施することが可能です。

(3) 緊急事態措置の対象とならない都道府県

- 基本的対処方針によれば、スポーツイベントを含む催物の開催については、各都道府県知事において、「新しい生活様式」や業種ごとに策定されるガイドラインに基づく適切な感染防止策が講じられることを前提に、おおむね3週間ごとに、地域の感染状況や感染拡大リスク等について評価を行いながら、段階的に規模要件（人数上限）を緩和することとされています。また、各都道府県知事宛に別添の「移行期間における都道府県の対応について」（令和2年5月25日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）が発出されており、本文及び別紙において、移行期間におけるステップごとの屋内外の別での施設収容率や人数上限に係る基本的考え方等が示されているところです。
- これらを踏まえた各都道府県における、スポーツイベントを含む催物の開催に係る方針に従い、実施の可否等について御判断いただくようお願いいたします。また、判断に迷う場合は、開催地の都道府県スポーツ主管課に相談してください。
- 上記の移行期間において、各段階の一定規模以上のスポーツイベントの開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期するなど、各都道府県知事からの要請等に基づき、慎重な対応をとることが必要です。
- 感染拡大の兆候やスポーツイベントにおけるクラスターの発生があった場合、各都道府県知事の協力の要請等に基づき、無観客化、中止、延期等の適切な対応を行うことが必要です。

3 スポーツイベント開催・実施時の感染防止策について

スポーツイベント開催・実施時の感染防止策について、基本的対処方針、専門家会議提言等に基づき、参加者がスポーツイベントに安全・安心に参加できるよう、各都道府県知事の方針に反しないことを前提として、スポーツイベントを開催・実施することとした主催者が、その運営に当たり留意すべき事項を取りまとめたものです。

また、スポーツイベントの主催者は、以下の内容を踏まえつつ、各イベントの特性を勘案して、感染防止のため自らが実施すべき事項や参加者が遵守すべき事項をあらかじめ整理することが求められます。また、各事項については、チェックリスト化（※）し、適切な場所（イベントの受付場所等）に掲示するとともに、各事項がきちんと遵守されているか定期的に巡回・確認することにより、イベントの主催者だけでなく、参加者を含む関係者全員が感染防止のために取り組むことが必要です。なお、各事項の整理に当たっては、5月4日開催の専門家会議提言の別添において、「新しい生活様式」の実践例が示されているので、そちらも参照してください。また、障がい者や高齢者など参加者の特性にも配慮する必要があります。

（※）チェックリスト（主催者及び参加者向け）のサンプルを添付しております（別添1、2）。

各スポーツイベントの特性等を勘案して、感染拡大防止のための必要な取組を適宜盛り込んでいただきますようお願いします。

（1）スポーツイベントの参加募集時の対応

スポーツイベントの主催者は、参加募集に際し、感染拡大の防止のために参加者が遵守すべき事項を明確にして、協力を求めることが必要です。また、これを遵守できない参加者には、他の参加者の安全を確保する等の観点から、スポーツイベントへの参加を取り消したり、途中退場を求めたりすることがあり得ることを周知することが必要です。

なお、スポーツイベントの主催者が参加者に求める感染拡大防止のための措置としては、以下のものが挙げられます。

- ① 以下の事項に該当する場合は、自主的に参加を見合わせる（イベント当日に確認を行う。）。
 - ア 体調がよくない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）
 - イ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - ウ 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- ② マスクを持参すること（参加受付時や着替え時等のスポーツを行っていない際や会話をする際にはマスクを着用すること。）。
- ③ こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること。
- ④ 他の参加者、主催者スタッフ等との距離（できるだけ2mを目安に（最低1m））を確保すること。（障がい者の誘導や介助を行う場合を除く。）
- ⑤ イベント中に大きな声で会話、応援等をしないこと。

- ⑥ 感染防止のために主催者が決めたその他の措置の遵守、主催者の指示に従うこと。
- ⑦ イベント終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、主催者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること。

(2) 当日の参加受付時の留意事項

スポーツイベントの主催者は、イベント当日の受付時に参加者が密になることへの防止や、安全にイベントを開催・実施するため、以下に配慮して受付事務を行うことが必要です。

- ① 受付窓口には、手指消毒剤を設置すること。
- ② 発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入場しないように呼び掛けること。(状況によっては、発熱者を体温計などで特定し入場を制限することも考えられる。)
- ③ 人と人が対面する場所は、アクリル板、透明ビニールカーテンなどで遮蔽すること。
- ④ 参加者が距離をおいて(できるだけ2mを目安に(最低1m))並べるように目印の設置等を行うこと。
- ⑤ 受付を行うスタッフには、マスクを着用させること。
- ⑥ インターネットやスマートフォンを使った電子的な受付の一層の普及を図り、受付場所での書面の記入や現金の授受等を避けるようにすること。
- ⑦ 当日の受付のほか、イベント前日の受付を行うなど当日の混雑を極力避けること。

(3) スポーツイベント参加者への対応

1) 体調の確認

スポーツイベントの主催者は、イベント当日に、参加者から以下の情報を、主催者が保存できる形で提出を求めることが必要です。

- ① 氏名、年齢、住所、連絡先(電話番号)※個人情報の取扱いに十分注意する。
- ② イベント当日の体温
- ③ イベント前2週間における以下の事項の有無
 - ア 平熱を超える発熱
 - イ 咳(せき)、のどの痛みなど風邪の症状
 - ウ だるさ(倦怠(けんたい)感)、息苦しさ(呼吸困難)
 - エ 嗅覚や味覚の異常
 - オ 体が重く感じる、疲れやすい等
 - カ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触の有無
 - キ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - ク 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

2) マスク等の準備

スポーツイベントの主催者は、参加者がマスクを準備しているか確認することが必要です。

なお、運動・スポーツ中のマスクの着用は参加者等の判断によるもの（※）とするものの、参加の受付、着替え、表彰式等の運動・スポーツを行っていない間、特に会話する時には、マスクの着用を求めることが考えられます。

（※）マスク（特に外気を取り込みにくいN95などのマスク）を着用して運動やスポーツを行った場合、十分な呼吸ができず人体に影響を及ぼす可能性があることや、熱放散が妨げられることで熱中症のリスクが高くなることを周知すること。また、息苦しさを感じた時はすぐにマスクを外すことや休憩を取る等、無理をしないことについても周知すること。

3) スポーツイベント参加前後の留意事項

スポーツイベントに参加する個人や団体は、イベントの前後のミーティングや懇親会等においても、三つの密を避けること、会話時にマスクを着用するなどの感染対策に十分に配慮することが求められます。

（4）スポーツイベントの主催者が準備等すべき事項

1) 手洗い場所

スポーツイベントの主催者は、参加者がイベント開催・実施の間に手洗いをこまめに行えるよう、以下に配慮して手洗い場所を確保することが必要です。

- ① 手洗い場には石鹸（ポンプ型が望ましい）を用意すること。
- ② 「手洗いは30秒以上」等の掲示をすること。
- ③ マラソンイベント等では、始点、休憩所、終点にできるだけ手洗い場を確保すること。
- ④ 手洗い後に手を拭くためのペーパータオル（使い捨て）を用意することも考えられる。（参加者にマイタオルの持参を求めてもよい。布タオルや手指を乾燥させる設備については使用しないようにすること。）
- ⑤ 手洗いが難しい場合は、アルコール等の手指消毒剤を用意すること。

2) 更衣室、休憩・待機スペース

更衣室、休憩・待機スペースは感染リスクが比較的高いと考えられることに留意することが必要です。

スポーツイベントの主催者は、運動・スポーツを行うための服装に着替える更衣室や、一時的な休息をするための休憩スペース、参加者等が参加前の確認を受ける待機スペース（招集場所）について、以下に配慮して準備することが求められます。

- ① 広さにはゆとりを持たせ、他の参加者と密になることを避けること。（障がい者の介助を行う場合を除く。）

- ② ゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室する参加者の数を制限する等の措置を講じること。
- ③ 室内又はスペース内で複数の参加者が触れると考えられる場所（ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、椅子等）については、こまめに消毒すること。
- ④ 換気扇を常に回す、換気用の小窓を開ける等、換気に配慮すること。

3) 洗面所

洗面所（トイレ）についても感染リスクが比較的高いと考えられることに留意することが必要です。

スポーツイベントの主催者は、運動・スポーツを行う際に利用する洗面所（トイレ）について、以下に配慮して管理することが求められます。

- ① トイレ内の複数の参加者が触れると考えられる場所（ドアノブ、水洗トイレのレバー等）については、こまめに消毒すること。
- ② トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示すること。
- ③ 手洗い場には石鹼（ポンプ型が望ましい）を用意すること。
- ④ 「手洗いは30秒以上」等の掲示をすること。
- ⑤ 手洗い後に手を拭くためのペーパータオル（使い捨て）を用意することもある。（参加者にマイタオルの持参を求めてもよい。布タオルや手指を乾燥させる設備については使用しないようにすること。）

4) 飲食物の提供時

スポーツイベントの主催者は、運動・スポーツの際の栄養補給等として飲食物を参加者に提供する際は、以下に配慮して行うことが求められます。

- ① 参加者が飲食物を手にする前に、手洗い、手指消毒を行うよう声を掛けること。
- ② スポーツドリンク等の飲料については、ペットボトル・ビン・缶や使い捨ての紙コップで提供すること。（ただし、ドーピング検査の対象となる者が参加するイベントでは、未開封の飲料を提供しなければならないこと。）
- ③ 果物等の食品については、参加者が同じトング等で大皿から取り分ける方式を避け、一人分を小皿に取り分けたものを参加者に提供するなど、工夫を行うこと。
- ④ 飲食物を取り扱うスタッフにはマスクを着用させること。

5) 観客の管理

スポーツイベントに観客も参加させる場合には、観客同士が密な状態とならないよう、必要に応じ、あらかじめ観客席の数を減らすなどの対応をとることが求められます。また、大声での声援を送らないことや会話を控えること、会話をする場合にはマスクを着用すること等の留意事項を周知することが必要です。

6) スポーツイベント会場

スポーツイベントを室内で実施する場合には、換気の悪い密閉空間とならないよう、十分な換気を行う必要があります。

具体的には、換気設備を適切に運転することや、定期的に窓を開け外気を取り入れる等の換気を行うことが考えられます。

(※) スポーツ庁作成の「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」等を参考に、施設管理者とも相談しつつ取り組んでいただきますようお願いいたします。

(再掲)

7) ゴミの廃棄

鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛り、ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用することが求められます。また、マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗い、手指消毒することが必要です。

(5) 参加者が運動・スポーツを行う際の留意点

スポーツイベントの主催者は、イベントの参加者に対し、以下の留意点や利用者が遵守すべき内容を周知・徹底することが求められます。

① 十分な距離の確保

運動・スポーツの種類に関わらず、運動・スポーツをしていない間も含め、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離(※)を空けること。(介助者や誘導者の必要な場合を除く。)

強度が高い運動・スポーツの場合は、呼気が激しくなるため、より一層距離を空ける必要があること。また、水泳時などでマスクをしていない場合には、十分な距離を空けるよう特に留意をすることがあること。

(※) 感染予防の観点からは、少なくとも2mの距離を空けることが適当である。

② 位置取り

走る・歩くイベントにおいては、前の人の呼気の影響を避けるため、可能であれば前後一直線に並ぶのではなく、並走する、あるいは斜め後方に位置取ること。

③ その他

ア 運動・スポーツ中に、唾や痰をはくことは極力行わないこと。

イ タオルの共用はしないこと。

ウ 飲食については、指定場所以外で行わず、周囲の人となるべく距離をとって対面を避け、会話は控えめにすること。また、同じトング等での大皿での取り分けや回し飲みはしないこと。

エ 飲みきれなかったスポーツドリンク等を指定場所以外(例えば走路上)に捨てないこと。

(※) その他、各中央競技団体において、競技特性に応じ、各競技別のガイドラインを作成する際、上記以外に感染拡大防止のための必要な取組を適宜盛り込んでいた

だきますようお願いいたします。（再掲）

（６）その他の留意事項

スポーツイベントの主催者は、万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱いに十分注意しながら、イベント当日に参加者より提出を求めた情報（上記（３）１））について、保存期間（少なくとも１月以上）を定めて保存しておくことが必要です。

また、スポーツイベント終了後に、参加者から新型コロナウイルス感染症を発症したとの報告があった場合や地域の生活圏において感染拡大の可能性が報告された場合の対応方針について、開催自治体の衛生部局とあらかじめ検討しておくことが必要です。

加えて、現在、導入が検討されているスマートフォンを活用した接触確認アプリは接触率の低減や感染の拡大防止に寄与することを踏まえ、活用を検討してください。

<参考ホームページ>

・社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン（令和２年５月１４日スポーツ庁作成・令和２年５月２５日改訂）

https://www.mext.go.jp/sports/content/20200514-spt_sseisaku01-000007106_1.pdf

・新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和２年３月２８日（令和２年５月２５日変更）・新型コロナウイルス感染症対策本部決定）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000633501.pdf>

・移行期間における都道府県の対応について（令和２年５月２５日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）

https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan_taiou_0525.pdf

・新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」を公表しました（厚生労働省ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html

・スポーツ活動再開時の新型コロナウイルス感染症対策と熱中症予防について（公益財団法人日本スポーツ協会）

<https://www.japan-sports.or.jp/news/tabid92.html?itemid=4164>

（以上）